

3 学年保護者の方へ

給付奨学生の推薦について

日本教育公務員弘済会山口支部より3学年の生徒を対象にした給付奨学生の募集が来ています。ご希望がございましたら、5月18日までにクラス担任までお申し出ください。

なお、校内で1名の枠ですので、希望者が2名以上出た場合には、校内選考をいたします。

1. 応募資格

山口県内の高等学校（中等教育学校後期課程を含む）・総合支援学校の高等部の最終学年に在籍する者、ならびに高等専門学校の高校3学年に相当する学年に在籍する者で、県内出身者（保護者、親権者も県内在住または在勤）であること

2. 推薦条件

該当学年に在籍し、向学心に富み、学習意欲がありながら、家庭の事情により学費等の支弁が特に困難である者で、当該学校長の推薦を受けたもの。

※ 各種奨学金、就学奨励費等との重複もよい。

3. 提出書類

- ①給付奨学生申請書 ②学校長の推薦書
- ③所得を確認できる書類（世帯全員のものが明記されているもの）

4. 給付金額

奨学生1名に対し、10万円（1回限り）を給付

5. 奨学金給付方法

- (1) 当該学校長に対し、給付の決定通知を行い、あわせて奨学生への趣旨の説明等指導を依頼する。
- (2) 親権者名義の銀行等口座へ奨学金を振り込む。（給付は7月下旬を予定）
※ 学校や奨学生の事情によっては、別の方法での対応も考慮する。
- (3) 不採用の場合も、当該校長あてに通知する。

6. 給付金の返還

奨学生が次のいずれかに該当したときは、直ちに給付を返還するものとする。

- ① 給付金を奨学目的以外に使用したとき
- ② 虚偽の申請、その他の不正な手段によって給付を受けたことが判明したとき
- ③ その他奨学生としてふさわしくない行為があったとき

7. 成果報告

卒業年度には成果報告書を提出のこと

※ どういう進路に決定したか等